

通級通信

茨城県立結城第二高等学校
第3号
令和6年10月2日発行

夏休みも終わり、早いもので1か月が経ちました。疲れは溜まっていませんか？

秋は行事もたくさんあり、何かと忙しい時期でもあります。うまく自分をマネジメントしながら、充実した日々を送ってほしいと思います。規則正しい生活をして、健康に過ごすことが第一ですね！！

そして、各年次、進路については、意識する、方向性を定める、動く、など、考えを深める時期でもあります。進路選択をする中でも、「合理的配慮」という言葉を見かけるかと思います。

今回は、この「合理的配慮」とは何なのか、改めて見ていきたいと思います。

合理的配慮とは…？

内閣府のリーフレットには、

「障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。」

と、書かれています。

何も配慮がなされないのはいけないし、
高すぎる要求は受け入れられない、ということになります。
合理的配慮を受ける側はどんな配慮をしてほしくて、
合理的配慮をする側はどこまでの配慮ができるのか、
双方がお互いに納得できるところで合意した上で
行われていくことが基本となります。



○合理的配慮の例 （内閣府：合理的配慮等具体例データ集 参考）

- ・ 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡す、など
→物理的環境への配慮
- ・ 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をする、など
→意思疎通の配慮
- ・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整、など
→ルール・慣行の柔軟な変更

○その他、具体的な事例を集めたものもありますので、覗いてみてください！

内閣府 合理的配慮等具体例データ集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育構築支援データベース（「インクル DB」で検索！）

<https://inclusive.nise.go.jp/>